

堺市消防長庁達第4号

庁 中 一 般  
各 消 防 署

堺市消防地水利に関する規程（平成20年消防長庁達第28号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

堺市消防長 西尾 学

第4条第1項中「100メートル以下」を「、次の各号に掲げる範囲内」に改め、次の3号を加える。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、100メートル
- (2) 前号以外の用途地域は、120メートル
- (3) 用途地域の定められていない地域は、140メートル

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。